

上天草市骨髄等移植ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）に対し、必要な支援を行い、骨髄等の移植の推進を図るため、予算の範囲内で上天草市骨髄等移植ドナー支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象となるドナーは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄等を提供した者
- (2) 骨髄等を提供した日において、上天草市の住民基本台帳に記載されている者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 同一の骨髄等の提供において、他の自治体等から同様の趣旨の助成を受けていない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院及び医師との面談（以下「通院等」という。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、10日を上限とする。ただし、通院等に要した日数のうち、年次有給休暇及び有給の特別休暇を取得した日は除く。

- (1) 健康診断及び自己血採血のための通院
- (2) 骨髄等の採取に係る入院
- (3) その他骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認めるもの

(交付申請及び実績報告)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の採取に係る入院をして退院をした日の翌日から起算して1年以内に、

上天草市骨髄等移植ドナー支援助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合については、この限りでない。

- （1） 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証明する書類の写し（通院等の日数が確認できるものに限る。）
- （2） 申請書が労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に定める労働者である場合にあっては、上天草市骨髄等移植ドナーに係る有給休暇等取得証明書（様式第2号）
- （3） その他市長が必要と認める書類
（交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定（以下「交付決定」という。）及び助成金の額の確定をし、上天草市骨髄等移植ドナー支援助成金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定による交付決定及び助成金の額の確定の通知を受けた者は、上天草市骨髄等移植ドナー支援助成金交付請求書（様式第4号）により市長に助成金を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。